

令和2年第7回広尾町議会臨時会 第1号

令和2年11月25日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 報告第13号 専決処分の報告について
- 4 報告第14号 専決処分の報告について
- 5 議案第93号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第94号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第95号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第96号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第11号）について
- 9 議案第97号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第98号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 11 議案第99号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 12 議案第100号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 13 議案第101号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 14 議案第102号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 15 議案第103号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 村 瀬 優

副町長	田山齊	中崎藤	靖勝美	章彦雄
兼出納室長	山山齊	崎崎藤	勝勝美	彦彦雄
総務課長	柏西	崎崎内	弥香	津香子
総務課長補佐	山木	岸幡	雄幸	努一雄
併総務課主幹	雄及	谷川	幸隆	裕之司
併総務課主幹	西佐	脇藤	秀直	美和美
企画課長補佐	楠山	本崎	直義	和和美
企画課長補佐	佐宝	藤泉	清	大子美
住民課長補佐	宝村	泉上	洋清	美力美
住民課長補佐	佐浜	藤頭	清尚	子み
兼住民課長補佐	佐道	藤	まゆ	み
保健福祉課長	成成	田田	まゆ	み
兼老人福祉センター所長	金金	石石	輝輝	義義
地域包括支援センター長	平平		浩浩	則則
健康管理センター長	室室	谷谷	直直	宏宏
保健福祉課子育て支援室長	前前	藤藤	憲憲	一通
兼子育て世代包括支援センター長	北北	田田	盛盛	一亨
認定こども園ひろお保育園長	前森	岡	憲伸	弘
認定こども園ひろお保育園副園長	安			
兼豊似保育所所長				
特別養護老人ホーム所長				
兼養護老人ホーム所長				
農林課長				
兼町営牧場長				
水産商工観光課長				
建設水道課長				
建設水道課主幹				
兼下水終末処理センター長				
港湾課長				
港湾課長補佐				

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
併 事 務 局 長	平 浩 則
事 務 局 次 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第7回広尾町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会には、町長から報告2件、議案11件を受理しております。

次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 報告第13号～日程第4 報告第14号

1、議長（堀田） 日程第3、報告第13号 専決処分の報告についてと日程第4、報告第14号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第13号及び報告第14号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

議案1ページからとなります。

町が管理する町道（紋別17線道路）において、走行中の車両に町道左側のり面に設置された視線誘導標が倒れ、車両の一部を破損させた事故に係る損害賠償の額並びに損害賠償の執行に要する補正予算を、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について令和

2年9月18日に専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます。

最初に、報告第13号であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく、町道の管理瑕疵による車両一部破損事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしたものであります。

事故の相手方、賠償の理由及び和解の内容、損害賠償額については、記載のとおりであります。

次に、報告第14号であります。

令和2年度広尾町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したものであります。

次のページをお願いいたします。専決処分書であります。

専決処分の理由であります。先ほど申し上げました損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する補正予算を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

次のページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第10号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ52万5,000円を追加し、84億7,451万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第1表であります。

最初に、歳入であります。20款5項雑入は、損害賠償金に係る総合賠償保険金52万5,000円を計上するものであります。

次に、歳出であります。

7款2項道路橋りょう費は、損害賠償金60万円を計上するものであります。

12款1項予備費は、予算の調整であります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第13号と報告第14号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 議案第93号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第93号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第93号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員の期末手当の支給率について改正するものであります。

お手元の議案資料1ページをお願いいたします。

このところで説明をさせていただきます。

この表に改正前、改正後、議長の欄でちょっと説明させていただきますけれども、議長の網かけの部分の下に改正前、その下に改正後と書かれているところをご覧いただければと思っております。

期末手当の支給率の改正につきましては、現行の6月、12月の総支給率100分の440を100分の435に下げるものでありまして、第1条で令和2年度につきましては12月分の支給率を100分の5引き下げまして100分の215に、第2条で令和3年度以降の支給率を6月、12月、それぞれ100分の2.5引き下げ100分の217.5に改正するものであります。

この条例の附則におきまして、令和2年12月1日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第93号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第94号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第94号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第94号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案は10ページでありまして、議案資料3ページをお願いいたします。

本案につきましても、先ほどの議案と同様に、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正するものであります。

期末手当支給率の改正につきましては、現行の6月、12月の総支給率100分の450を100分の445に引き下げるものであります。第1条で令和2年度につきましては12月の支給率を100分の5引き下げ100分の220に、第2条で令和3年度以降の支給率を6月、12月、それぞれ100分の2.5引き下げ100分の222.5に改正するものであります。

この改正条例につきましては、附則におきまして、令和2年12月1日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第94号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第95号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第95号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第95号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案は11ページでありまして、議案資料は5ページであります。5ページをお開き願います。

本案につきましては、人事院勧告に基づき職員の期末手当の支給率の改定を行うものであります。

議案資料の左側の区分に改正前、その下に改正後と、そして網かけの部分を表示しておりますので、ご覧をいただければと思います。

議案資料の給与条例改正の概要のとおりでありまして、6月、12月の期末勤勉手当総支給率を現行の100分の450から100分の445に引き下げるものであります。

第1条で令和2年度につきましては12月の期末手当支給率を100分の5引き下げ100分の125に、第2条で令和3年度以降の支給率を6月、12月、それぞれ100分の2.5引き下げ、100分の127.5に改正するものであります。

この改正条例につきましては、附則において令和2年12月1日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第95号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第96号～日程第15 議案第103号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第96号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから日程第15、議案第103号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第96号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第11号）から議案第103号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について、一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。給与条例の改正及び10月1日付人事異動に係る人件費の補正であります。

最初に、議案第96号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億7,452万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次、13ページであります。

補正の歳入であります。

18款2項特別会計繰入金は、港湾管理特別会計からの繰入金であります。

14ページの歳出であります。

恐れ入ります。一般会計補正予算（第11号）の事項別明細書5ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料は、売却予定の町有地の測量委託料の追加であります。

次に、事項別明細書9ページをお願いいたします。

5款3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金につきましては、沿岸漂流物対策の交付金の追加であります。

次に、事項別明細書11ページをお願いいたします。

8款1項消防費、3目消防施設費、10節需用費につきましては、役場庁舎サイレンの修繕費の追加であります。

次に、議案書に戻っていただきまして、議案第97号であります。

議案第97号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。

17ページの予算の歳出であります。

人件費を減額し、一般会計繰出金を追加するものであります。

減額と追加をする額が同額でありまして、補正額はゼロとなるものであります。

次に、18ページの議案第98号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億3,049万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。内容につきましては、人件費の減額であります。

次に、21ページの議案第99号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる

とするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を5億2,768万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。内容につきましては、人件費の減額であります。

次に、24ページの議案第100号であります。

本案は、令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万円を減額し、歳入歳出の総額を9億9,465万円とするものである。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。内容につきましては、人件費の減額であります。

次に、27ページの議案第101号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万円を減額し、歳入歳出の総額を6億9,786万5,000円とするものである。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。内容につきましては、人件費の減額であります。

次に、30ページの議案第102号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ45万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億9,703万2,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。内容につきましては、人件費の減額であります。

次に、33ページの議案第103号についてであります。

第1条は、令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものである。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で、第1款第2項営業外収益から3万円を減額するものである。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に122万2,000円を追加するものであります。補正の内容でありますけれども、人件費の減額及び固定資産除却費の追加であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。水利権更新申請書の作成委託料の追加であります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費でありまして、8万6,000円を減額するものであります。

以上で、議案第96号から議案第103号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から水道事業会計までの8件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から水道事業会計までの8件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案8件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第96号から議案第103号までの8件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第96号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから議案第103号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第103号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第96号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから議案第103号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和2年第7回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時23分